

第71回 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和3年6月24日（木曜日）
午前10時

場所

札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社
本社 8階会議室

新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、当日のご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使の積極的なご利用をご検討ください。

なお、株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kitakoudensha.co.jp>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

※本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

● 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	15
監査報告書	29
株主総会参考書類	32

株 主 各 位

札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社
代表取締役社長 脇田智明

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、当日のご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使の積極的なご利用をご検討ください。書面により議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和3年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 令和3年6月24日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社 本社 8階会議室 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第71期（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kitakoudensha.co.jp>) に掲載させていただきます。

1. 会社の現況に関する事項**(1) 事業の経過及び成果**

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、行動制限や外出自粛の動きを受け世界経済は戦後最悪の落ち込みを記録しました。年央以降は持ち直しの動きも見られ、今後はワクチンの普及に伴い新型コロナウイルス感染症も衰退していくことが予想されます。しかしながら、当期における我が国経済におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、情勢は大きく変化し景気は更に厳しさを増すこととなりました。

北海道経済におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は昨年度から引き続き大きく、公共投資は高水準で推移しているものの、観光関連産業は来道者の減少や外国人入国者数が前年度を大幅に下回り、個人消費も新型コロナウイルスの感染再拡大を受けた人流の減少から改善の動きに足踏みが見られるなど、依然として厳しい状況が続いており、今後の経済動向を注視していく必要が生じております。

このような状況の中、当社は、令和3年3月23日に発表致しました「小形風力発電機の取扱い終了に関するお知らせ」のとおり、小形風力発電機の取扱い終了に伴う小形風力発電設備工事の工事契約解除による売上高の減少や太陽光発電設備工事等大口案件の工事進捗遅延による売上高の減少などにより、売上高は119億53百万円で前年比23.2%の減収となりました。損益につきましては、経常利益は1億80百万円で前年比3億19百万円の減益、小形風力発電機の取扱い終了に伴う発電事業者様に対する補償費用並びに撤去費用等の特別損失の計上が影響し、当期純損失は21億26百万円で前年比24億53百万円の減益となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

【屋内配線工事】

民間工事の進行基準の計上が少なかったこと及び小形風力発電機取扱い終了による売上高の減等により、売上高は74億3百万円となり、前年比31億55百万円（29.9%）の減収となりました。

【電力関連工事】

発電所工事及び通信関連工事の減少により、売上高は32億50百万円となり、前年比2億21百万円（6.4%）の減収となりました。

【FA住宅環境設備機器】

F A機器物件の減少により、売上高は10億87百万円となり、前年比1億52百万円（12.3%）の減収となりました。

【産業設備機器】

設備機器物件の減少により、売上高は2億11百万円となり、前年比81百万円（27.9%）の減収となりました。

部 門		前期 (第70期)		当期 (第71期)	
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
		千円	%	千円	%
工 事 部 門	屋 内 配 線 工 事	10,558,449	67.8	7,403,245	61.9
	電 力 関 連 工 事	3,472,951	22.3	3,250,996	27.2
	小 計	14,031,400	90.1	10,654,241	89.1
商 品 販 売 部 門	FA 住 宅 環 境 設 備 機 器	1,240,857	8.0	1,087,921	9.1
	産 業 設 備 機 器	292,997	1.9	211,220	1.8
	小 計	1,533,855	9.9	1,299,142	10.9
合 計		15,565,255	100.0	11,953,384	100.0

(注) 部門別の金額は千円未満を切り捨てし、合計値はすべてを集計の後、千円未満を切り捨てております。

(2) 設備投資等の状況

当期における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第68期	第69期	第70期	第71期
		平成29年4月から 平成30年3月まで	平成30年4月から 平成31年3月まで	平成31年4月から 令和2年3月まで	令和2年4月から 令和3年3月まで
受 注 高 (百万円)		12,248	14,437	13,118	19,737
売 上 高 (百万円)		13,754	13,264	15,565	11,953
経 常 利 益 (百万円)		577	356	500	180
当期純利益及び当期純損失(△) (百万円)		403	156	326	△2,126
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)		639.01	247.45	518.29	△3,371.12
純 資 産 (百万円)		6,145	6,204	6,413	4,253
総 資 産 (百万円)		10,949	9,402	10,006	9,334

(9) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界的な経済への影響、深刻な労働者不足など、内外ともに当社をとりまく経営環境は、厳しく不確実な状況が続きます。

当社はこのような状況に対処するため、以下の項目につき従来以上の強化・徹底に努めてまいります。

- ①働き方改革の推進
- ②適正な受注量と利益率の向上
- ③資格取得プログラム構築による若手技術者の育成
- ④コンプライアンスと安全確保への取り組みの徹底
- ⑤経営資源の有効活用と成長戦略立案・実行
- ⑥パートナー企業との関係強化による施工体制の強化

株主の皆様には、常日頃のご支援に対しまして心から感謝申し上げますとともに、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

部 門		主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
工 事 部 門	屋 内 配 線 工 事	ビル・建築物の電気設備工事、上下水道・各種産業機械プラントの設備工事、太陽光発電設備工事
	電 力 関 連 工 事	送電線工事、地中送電線・地中配電線・地中通信線工事、 発・変電所の電気設備工事、建築物の空調自動制御システム工事、 情報通信ケーブル工事
商 品 販 売 部 門	FA住宅環境設備機器	標準機器製品、冷暖房設備、太陽光発電設備、ヒートポンプ、ビル電源機器、電子機器等販売
	産 業 設 備 機 器	電力設備機器、発電機車、情報通信システム、電線類及び管路材料等販売

(12) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
支 社	函館（函館市）、旭川（旭川市）、東京（東京都台東区）、 釧路（釧路市）、帯広（帯広市）、苫小牧（苫小牧市）

(13) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数	
男	子	186名	増減なし	45.3歳	17.2年
女	子	31名	3名増	44.8歳	12.4年
合 計 又 は 平 均		217名	3名増	45.2歳	16.5年

(注) 上記には、嘱託社員23名を含みますが、使用人兼務取締役1名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,280,000株
 (2) 発行済株式の総数 650,000株
 (3) 株主数 1,050名 (前期末比27名減)
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	173,600 ^株	27.52 [%]
Black Clover Limited	37,400	5.93
北弘電社従業員持株会	22,590	3.58
株式会社北洋銀行	14,500	2.29
株式会社北海道銀行	12,000	1.90
有山大輔	9,100	1.44
明治安田生命保険相互会社	9,000	1.42
株式会社菱弘電設	8,000	1.26
株式会社月寒製作所	7,500	1.18
能美防災株式会社	7,160	1.13

(注) 当社は自己株式19,345株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（令和3年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	脇 田 智 明	
代表取締役常務	渡 邊 純	経営企画本部長
常 務 取 締 役	稲 村 尊 史	全社技術統括
取 締 役	馬 淵 直 樹	電力事業本部長
取 締 役	宮 木 一 郎	三菱電機株式会社 北海道支社長
取 締 役	廣 部 眞 行	弁護士 イオン北海道株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	樋 口 博 之	
監 査 役	桶 谷 治	弁護士
監 査 役	西 村 盛	三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長

- (注) 1. 取締役 宮木一郎、廣部眞行の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 樋口博之、桶谷 治、西村 盛の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 廣部眞行氏、監査役 桶谷 治氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 取締役 宮木一郎、廣部眞行の両氏は、令和2年6月25日開催の第70回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 監査役 樋口博之、西村 盛の両氏は、令和2年6月25日開催の第70回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (3) 当事業年度中に退任した取締役
- | | | |
|---------|------------------------|-----------|
| (氏 名) | (退任時の地位及び担当及び重要な兼職の状況) | (退任年月日) |
| 高 橋 龍 夫 | 取締役 | 令和2年6月25日 |
- 取締役 高橋 龍夫氏は社外取締役でありました。
- (4) 当事業年度中に退任した監査役
- | | | |
|---------|------------------------|-----------|
| (氏 名) | (退任時の地位及び担当及び重要な兼職の状況) | (退任年月日) |
| 成 田 政 敏 | 監査役 | 令和2年6月25日 |
- (5) 当事業年度中に辞任した監査役
- | | | |
|---------|-----------------------------|-----------|
| (氏 名) | (辞任時の地位及び担当及び重要な兼職の状況) | (辞任年月日) |
| 池 田 篤 義 | 監査役 三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長 | 令和2年6月25日 |
- 監査役 池田 篤義氏は社外監査役でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 取締役の報酬等の額又はその決定方法に関する方針

当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針を企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう定めており、その内容は基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等の算定方法（割合の決定を含む）に関する方針

取締役の基本報酬は、当社の事業規模や役職に応じた報酬水準、社員賃金とのバランス及び役職毎の業績への貢献度を勘案し決定しております。

取締役の業績連動報酬は、会社業績（税引後利益等）並びに各取締役の業績への貢献度を勘案し、基本報酬の15%を目安に決定し、通常の業績連動報酬で反映しきれない顕著な業績があった場合は更に基本報酬の10%以内を限度に加算できることとしております。

取締役の退職慰労金は、「役員退任慰労金規程」に基づき、基本報酬、在任期間、業績への貢献度を勘案して決定しております。

ハ. 取締役の報酬等の支給時期又は条件に関する方針

取締役の報酬等は、年間額を12等分し、毎月の報酬として支給しております。

ニ. 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 脇田智明に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	75 (2)	68 (2)	6 (一)	— (一)	7 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	9 (7)	9 (7)	—	—	5 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として業績指標の内容は、会社業績（税引後利益等）並びに各取締役の業績への貢献度を勘案することとしております。この業績指標を選定した理由としては、総合的なバランスを重要視して選定しております。なお当事業年度を含む業績については1.(8)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
2. 上記のうち、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれておりません。
3. 上記のうち、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12,000千円が含まれております。
4. 上記のほか、令和元年6月25日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に対し、2,000千円の退職慰労金を支給しております。
なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額2,000千円が含まれております。
5. 取締役及び監査役の金銭報酬の額は、平成8年6月28日開催の第46回定時株主総会において、取締役は年額1億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役は年額3千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は2名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・ 取締役 宮木一郎氏は、三菱電機株式会社の北海道支社長であります。当社は、三菱電機株式会社の持分法適用会社であります。
 - ・ 取締役 廣部眞行氏は、イオン北海道株式会社の社外取締役であります。イオン北海道株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 監査役 西村 盛氏は、三菱電機株式会社の関係会社部経営企画担当部長であります。当社は三菱電機株式会社の持分法適用会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮木 一郎	令和2年6月の取締役就任以降、当期に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。 三菱電機株式会社北海道支社長としての豊富な経験・実績に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業経営、経営戦略について専門性と知見を活かした監督、助言等を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役	廣部 眞行	令和2年6月の取締役就任以降、当期に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識や他社での社外取締役の経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に弁護士としての専門的な立場から役員報酬の決定方針や内部通報制度をはじめとするコンプライアンス対応について監督、助言等を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役	樋口 博之	令和2年6月の監査役就任以降、当期に開催された取締役会10回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、就任以降、当期に開催された監査役会5回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	桶谷 治	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当期開催の監査役会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	西村 盛	令和2年6月の監査役就任以降、当期に開催された取締役会10回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、就任以来、当期に開催された監査役会5回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき報酬等の額 26,000千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,000千円

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の基本方針である「企業理念」「行動規範」のもと、取締役及び使用人が法令・定款及び社会倫理を遵守するため、「コンプライアンス規程」により、運営管理強化を行う。
- ② コンプライアンス規程に則って設置した「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス上の重要な問題等を審議し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
- ③ 当社は、内部通報規程を制定し、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者が不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間、保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、様々な損失の危険に対して、リスク毎に担当部門を決定し、規程に従ったリスク管理体制を構築している。

また、不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び子会社から成る企業集団がありませんので、該当事項はありません。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置きませんが、監査役が要請を行った場合には、内部監査部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に対し報告を行うものとする。
- ② 当社は、監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて会計監査人から会計監査の内容、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図るものとする。
- ② 監査役は、必要に応じ、弁護士等の外部専門家に助言等を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役が出席の上、取締役会を12回開催いたしました。また、監査役会は8回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は2回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務監査及び内部統制監査を実施いたしました。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制として、「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、それを基に総務部を事務局とする推進体制を構築し、反社会的勢力からの接触及び不当要求に対して迅速に対応出来る体制を整備して反社会的勢力との絶縁を実践しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,774,205	流 動 負 債	4,388,614
現 金 預 金	2,464,267	支 払 手 形	379,411
受 取 手 形	241,205	工 事 未 払 金	571,770
完 成 工 事 未 収 入 金	4,472,301	買 掛 金	564,201
売 掛 金	251,605	リ ー ス 債 務	28,793
商 品	16,666	未 払	127,370
未 成 工 事 支 出 金	156,100	未 払 費 用	19,720
前 払 渡 金	36,325	未 払 法 人 税 等	75,914
前 払 費 用	31,093	未 払 消 費 税	44,273
立 替 金	84,977	未 成 工 事 受 入 金	147,303
そ の 他 金	22,163	前 受 り 金	14,190
貸 倒 引 当 金	△2,500	預 り 金	23,229
固 定 資 産	1,559,951	賞 与 引 当 金	99,872
有 形 固 定 資 産	870,342	工 事 補 償 損 失 引 当 金	2,292,561
建 物	436,591	固 定 負 債	691,826
構 築 物	12,240	リ ー ス 債 務	59,690
機 械 及 び 装 置	30,593	長 期 預 り 保 証 金	8,825
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	560,111
工 具、器 具 及 び 備 品	33,455	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	63,200
土 地	349,388	負 債 合 計	5,080,441
リ ー ス 資 産	8,073	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	103,945	株 主 資 本	4,208,391
ソ フ ト ウ ェ ア	32,895	資 本 金	840,687
リ ー ス 資 産	70,947	資 本 剰 余 金	687,108
電 話 加 入 権	102	資 本 準 備 金	687,087
投 資 そ の 他 の 資 産	585,662	そ の 他 資 本 剰 余 金	21
投 資 有 価 証 券	357,111	利 益 剰 余 金	2,710,732
関 係 会 社 株 式	20,238	利 益 準 備 金	77,935
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	8,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,632,796
出 資 金	2,547	別 途 積 立 金	2,371,262
従 業 員 長 期 貸 付 金	1,110	繰 越 利 益 剰 余 金	261,534
破 産 更 生 債 権 等	31,783	自 己 株 式	△30,136
長 期 前 払 費 用	198	評 価 ・ 換 算 差 額 等	45,323
繰 延 税 金 資 産	127,039	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	45,323
会 員 権 等	9,728	純 資 産 合 計	4,253,714
そ の 他 金	59,690	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,334,156
貸 倒 引 当 金	△31,783		
資 産 合 計	9,334,156		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	10,654,241	11,953,384
完成工事高 商品売上高	1,299,142	
売上原価	9,670,269	10,706,816
完成工事原価 商品売上原価	1,036,546	
売上総利益	983,971	1,246,567
完成工事上総利益	262,595	
販売費及び一般管理費		1,113,954
営業外利益		132,613
受取利息	1,802	49,908
受取配当金	20,133	
受取賃貸料	4,153	
保険解約返戻金	19,071	
雑収入	4,747	
営業外費用	2,041	2,041
雑払支出	0	
経常利益		180,480
特別損失		2,258,319
固定資産除却損	516	
その他関係会社有価証券評価損	1,000	
工事補償損失	2,256,802	
税引前当期純損失(△)		△2,077,839
法人税、住民税及び事業税	68,757	48,431
法人税等調整額	△20,326	
当期純損失(△)		△2,126,270

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	2,463,497	4,912,694
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△75,692	△75,692
当 期 純 損 失 (△)							△2,126,270	△2,126,270
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計							△2,201,962	△2,201,962
当 期 末 残 高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	261,534	2,710,732

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その 他 有価証券 評価差額金		
			評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△29,660	6,410,829	3,098	3,098	6,413,928
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△75,692			△75,692
当 期 純 損 失 (△)		△2,126,270			△2,126,270
自 己 株 式 の 取 得	△475	△475			△475
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			42,224	42,224	42,224
当 期 変 動 額 合 計	△475	△2,202,438	42,224	42,224	△2,160,213
当 期 末 残 高	△30,136	4,208,391	45,323	45,323	4,253,714

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金

個別法による原価法

② 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により、自己都合の期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の工事損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において、工事損失引当金の計上はありません。

⑥ 工事補償損失引当金

小形風力発電機の取扱い終了に伴い、今後発生が予想される発電事業者への補償額について、当事業年度末において見込まれる将来の損失発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事進行基準の適用

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 完成工事高 6,417,337千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する当事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

工事は個性性が強く画一的な仕様や作業内容が適用できないため、一定の仮定の下で工事原価総額を見積ることから、高い不確実性を伴います。

また、電気設備工事は前工事の進捗に影響を受けることから、工事の遅延や工事契約の変更、建設資材単価や労務単価、間接配賦費等の変動により、当初の見積りの変更が発生する可能性があることから、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 工事補償損失引当金

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額 2,292,561千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

小形風力発電機の取扱い終了に伴う発電事業者への補償額を見積り計上しております。

見積りは、発電事業者との合意実績や条件交渉情報に基づいておりますが、今後の交渉状況等により、見積りの変更が発生する可能性があることから、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大は、昨年度から引き続き、経済・社会活動に大きな影響を及ぼしております。

当社では、一部現場において資材の納品遅れ等があったものの、工事の中止や大幅な遅延に繋がるような事案はなく、工事及び商品売上に与える影響は極めて僅少であります。このような状況の下、現時点で入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

当社では、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・社会的な影響は、ワクチン接種の世界的な広まりにより徐々に収束し、令和3年度後半に向け緩やかに回復し、令和4年度には従来の状況に戻ると仮定しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の経済環境の変化等の影響により、工事の休止や資材の納品遅れ等が発生した場合は、翌事業年度の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高	104,390千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,613,462千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	14,319千円
短期金銭債務	37,459千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引は次のとおりであります。

営業取引による取引高

売上高	83,663千円
売上高戻し	△224,181千円
仕入高	689,080千円
販売費及び一般管理費	17,499千円

営業以外の取引による取引高

受取配当金	9,517千円
工事補償損失	166,820千円
その他	591千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 650,000株

(2) 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 19,345株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	75,692	利益剰余金	120	令和2年3月31日	令和2年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月24日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
普通株式	94,598	利益剰余金	150	令和3年3月31日	令和3年6月25日

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	170,329千円
減損損失	102,267千円
賞与引当金	30,371千円
役員退職慰労引当金	19,219千円
未払事業税	529千円
投資有価証券評価損	6,156千円
一括償却資産	4,973千円
工事補償損失引当金	696,665千円
貸倒引当金	10,425千円
その他	7,779千円
繰延税金資産小計	1,048,717千円
評価性引当額	△901,899千円
繰延税金資産合計	146,818千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△19,779千円
繰延税金負債合計	△19,779千円
繰延税金資産純額	127,039千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1,686千円
1年超	－千円
合計	1,686千円

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金不足が生じた場合は銀行からの借入により資金を調達しておりますが期末残高は有しておりません。

受取手形及び売掛金並びに完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金預金	2,464,267	2,464,267	－
(2) 受取手形及び売掛金	492,810	492,810	－
(3) 完成工事未収入金	4,472,301	4,472,301	－
(4) 投資有価証券及び関係会社株式 その他有価証券	326,616	326,616	－
(5) 支払手形及び買掛金	(943,613)	(943,613)	－
(6) 工事未払金	(571,770)	(571,770)	－

(*) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

(1) 現金預金及び (2) 受取手形及び売掛金並びに (3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格、社債については基準気配によっております。

(5) 支払手形及び買掛金並びに (6) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額50,733千円)及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額8,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券及び関係会社株式 その他有価証券」には含めておりません。

12. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度並びに退職一時金制度を設けております。(簡便法)

(2) 退職給付債務に関する事項 (令和3年3月31日)

退職一時金

退職給付債務

560,111千円

(退職給付引当金)

(3) 退職給付費用に関する事項

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

イ. 退職一時金に係る退職給付費用 (簡便法)

53,224千円

ロ. 確定拠出年金への掛金支払額

20,960千円

退職給付費用計

74,184千円

13. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資の金額

8,000千円

(2) 持分法を適用した場合の投資の金額

119,932千円

(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額

18,795千円

14. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社	三菱電機株式会社 (東京都千代田区)	175,820,770	電気機械器具 製造販売	被所有 直接 27.68%	転籍3名 同社従業員 兼任2名	電気設備工事の受注並 びに商品の仕入 (販売代理店・特約店)
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	電気設備工事の 完成	32,600		—		—
	商品の売上	5,625		売掛金		971
	商品の仕入 (外注費を含む)	756,965		買掛金		36,039
	受取手数料 (商品売上原価)	67,884		その他流動資産		4,194
	運賃保管料他	17,499		未払金		1,420

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。
- (2) 商品の仕入(仕入割戻を含む)及び販売、電気工事材料他の仕入は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。
- (3) 受取手数料及び運賃保管料他は、他の代理店と同様に、同社の定める料率によっております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社 の子会社	三菱電機住環境シ ステムズ株式会社 (東京都台東区)	2,627,000	照明電材住宅 設備機械販売	なし	なし	商品の販売並びに 商品の仕入
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	商品の売上	170		売掛金		5
	商品の仕入	961		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

商品の仕入（仕入割戻を含む）及び販売は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。

(3) 関係会社

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	とかちソーラーフ ーム合同会社 (札幌市中央区)	15,000	電気設備工事	所有 直接 33.33%	なし	電気設備工事の受注並 びに保守点検
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	保守点検	30,531		売掛金		9,153

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	大樹ソーラーファーム合同会社 (札幌市中央区)	9,000	電気設備工事	所有 直接 33.33%	なし	電気設備工事の受注並びに保守点検
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	保守点検	12,970		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	合同会社フォーエバーエナジー (札幌市中央区)	4,000	電気設備工事	所有 直接 25.00%	なし	電気設備工事の受注
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	電気設備工事の施工	△224,181		—		—
営業外取引	工事補償損失	166,820		工事補償損失引当金		166,820

- (注) 1. 小形風力発電機の取扱い終了に伴う小形風力発電設備工事の工事契約解除により、電気設備工事の施工として売上高が減少しております。
 2. 小形風力発電機の取扱い終了に伴い、今後発生が予想される補償額を見積り、工事補償損失引当金として計上しております。
 3. 上記取引金額には消費税等を含んでおりません。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

15. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	6,744円92銭
1株当たり当期純損失(△)	△3,371円12銭

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和3年5月24日

株式会社 北 弘 電 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 達 郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柴 本 岳 志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北弘電社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月26日

株式会社 北 弘 電 社 監査役会
常勤監査役 (社外監査役) 樋 口 博 之 ㊞
監査役 (社外監査役) 桶 谷 治 ㊞
監査役 (社外監査役) 西 村 盛 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第71期は誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになりましたが、安定的な配当の継続と今後の事業展開並びに内部留保の状況を勘案するとともに創業110周年・設立70周年並びに上場20周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、利益剰余金を配当原資として、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 150円（うち、普通配当120円・記念配当30円）
総額 94,598,250円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
当社の再生可能エネルギー事業における今後の事業展開に備えるため、現行定款第3条に定める事業の目的を追加するものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第3条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第3条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) から (3) (条文省略)	(1) から (3) (現行どおり)
(新設)	<u>(4) 再生可能エネルギーによる発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売</u>
<u>(4) 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	<u>(5) 前各号に付帯関連する一切の事業</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役6名（全員）の任期が満了いたします。

つきましては、経営体制の見直しのため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	脇田 智明 (昭和34年1月22日)	昭和56年4月 三菱電機株式会社入社 平成14年10月 同社関西支社電力部長 平成17年5月 同社本社電力事業部電力部長 平成18年4月 同社関西支社原子力部長 平成21年4月 同社関西支社副支社長 平成22年10月 同社北海道支社長 平成23年6月 当社取締役 平成26年4月 三菱電機株式会社関西支社執行役員支社長 平成28年4月 当社社長付 平成28年6月 当社代表取締役社長（現任）	1,200株
<p><候補者とした理由> 脇田智明氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の関西支社執行役員支社長等の要職を経て、平成28年6月より当社代表取締役社長を務めております。事業運営における幅広い知見や経営に関する豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			
2	渡邊 純 (昭和35年6月12日)	昭和58年4月 三菱電機株式会社入社 平成25年4月 同社東北支社総務部長 平成28年4月 当社経営企画本部長付 平成28年6月 当社取締役経営企画本部長 平成29年6月 当社代表取締役常務経営企画本部長（現任）	300株
<p><候補者とした理由> 渡邊 純氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の東北支社総務部長を経て、平成28年6月より当社取締役に就任し、現在、代表取締役常務経営企画本部長を務めております。経営企画部門における幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	<p>ま ぶち なお き 馬 淵 直 樹 (昭和38年4月7日)</p>	<p>昭和61年4月 北海道電力株式会社入社 平成21年4月 同社札幌統括電力センター砂川電力 センター所長 平成26年4月 同社工務部送電グループリーダー 平成29年4月 同社苫小牧統括電力センター所長 平成30年4月 当社電力事業本部長付 平成30年6月 当社取締役電力事業本部長(現任)</p>	800株
<p><候補者とした理由> 馬淵直樹氏は、当社の重要顧客である北海道電力株式会社の苫小牧統括電力センター所長等の要職を経て、平成30年6月より当社取締役電力事業本部長を務めております。電力関連工事事業における幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			
4	<p>みや き いち ろう 宮 木 一 郎 (昭和42年2月26日)</p>	<p>平成2年4月 三菱電機株式会社入社 平成27年4月 同社四国支社ビルシステム部長 平成29年4月 同社九州支社ビルシステム部長 令和2年4月 同社北海道支社長(現任) 令和2年6月 当社取締役(現任)</p>	0株
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要> 宮木一郎氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の北海道支社長を務めており、同社で培われた幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、特に企業経営、経営戦略等の経営全般に関する経験・知見を引き続き活かしていただけると期待しているため、社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
5	ひろ べ まさ ゆき 廣 部 眞 行 (昭和31年3月3日)	昭和57年4月 東京地方検察庁検事 昭和58年4月 函館地方検察庁検事 昭和60年4月 甲府地方検察庁検事 昭和62年4月 東京地方検察庁検事 平成元年4月 札幌地方検察庁検事 平成4年4月 千葉地方検察庁検事 平成5年4月 弁護士登録(馬場正昭法律事務所勤務) 平成6年4月 廣部眞行法律事務所開設 平成17年9月 廣部・八木法律事務所開設(現任) 平成28年5月 イオン北海道株式会社社外取締役(現任) 令和2年6月 当社取締役(現任)	0株
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要> 廣部眞行氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他社での社外取締役の経験をお持ちであり、特に法律の専門家として経営から独立した立場から当社の経営監督機能の強化及び経営の透明性の向上に引き続き活かしていただくと期待しているため、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮木一郎、廣部眞行の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮木一郎、廣部眞行の両氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 宮木一郎氏は、三菱電機株式会社の業務執行者であり、当社は同社の持分法適用会社であります。
5. 当社は宮木一郎、廣部眞行の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の8頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 廣部眞行氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 稲村尊史氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の内規に定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として長年に亘り、当社の業績向上及び企業価値の向上に尽力したためであります。

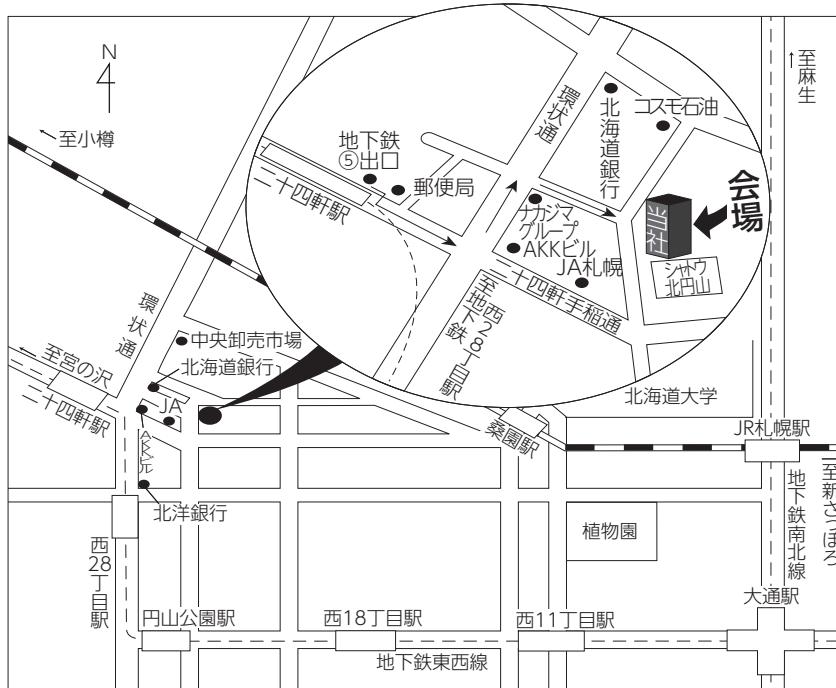
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
稲村尊史	平成22年6月 当社取締役 平成27年6月 当社常務取締役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社 本社 8階会議室
電話 011 (640) 2231



本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

交通機関

地下鉄東西線「二十四軒駅」下車 5番出口より徒歩5分

会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

